

# 区長との懇談会開催

令和元年11月5日（火）に、区役所内で区長との懇談会が開催されました。



区役所側からは、区長をはじめ、副区長、総務課長、区政推進課長、地域振興課長、資源化推進担当課長等のご参加に加え、今年度は、なまずの会の質問に関係するため、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長をはじめ、福祉保健課長、こども家庭支援課学校連携・こども担当課長等のご参加もいただき、また、区社会福祉協議会事務局長もご参加くださり、総勢22名のご参加をいただきました。

区民協議会からは、代表委員、各部会正副部会長が参加しました。

懇談会に先立ち、各部会から質問事項を提出し、それらについて区長からご回答をいただきました。

「後継者と情報の会」は、①区役所の令和元年度の運営方針にある「協働による地域づくりを進める」とあるが具体的な協働連携方式を考えているのか ②市では自治会町内会の取組事例冊子を配布し情報提供を行っているが、神奈川区で取組事例についての検討会等を開催する計画はあるか の2問を質問しました。

①のご回答は次の通りです。「現場に出て行って困りごとを聞いて、地域の方と一緒に考えて、できることから一緒にやっていくということが、協働による地域づくりだと思います。区では、地域と向き合う体制として、『地区担当制度』を導入しています。課長・係長を中心に地域に顔を出し、現場の困りごとをきちんと把握できるようにする仕組みです。地域課題に取り組む職員のレベルアップのため、連絡会議の実施（月1回）や、地域に関わる職員に対する研修を通して人材育成などに取り組んでいます。具体的な事業としては、担い手の発掘を目的として『地域人材マッチング事業』を行っています。それぞれの地区で住民アンケートを実施し、自治会町内会活動にご興味あること、お手伝いできることはありますかというアンケートを取り、お手伝いできる方と自治会町内会をマッチングしていく取組です。『地域づくり大学校』は地域活動に興味や関心のある方に参加していただき、先進的な取組をしている団体の見学や皆さんとのグループワークを通じて、地域課題解決のためのアイデアやノウハウを学んでいくというものです。情報発信の面では、『ご近所通信』と『地域のわ通信』等を定期的に出し、参考になる地域協働事例の紹介などを行っています。ホームページなどにもこういった活動を載せています。」

②のご回答は次の通りです。「取組事例の紹介の場として、市民局が主催している『自治会町内会のための講習会』を、市内の方面別に年3回開催しています。今年度は8月から9月にかけて南区・泉区・港北区で実施しました。また、神奈川区の区連会で主催していただき、自治会町内会長向けの研修会というのを年1回行っています。今年は神奈川区の子ども支援の取組について、3地区からの取組の発表や、区役所と社会福祉協議会からのご報告ということで情報共有させていただきました。これ以外に今神奈川区で検討会を実施するという計画はありませんが、地

域の活動の発表ですので、また区連会等々でご相談しながら、そういったことをした方がいいということであれば、一緒にやらせていただければと思います。」

「元気・安心・安全の会」は、①大口駅西口周辺の禁煙・清掃に関する進捗状況および今後の予定や美化推進に対する JR 東日本、地域との今後の関わり方 ②環状 2 号線ごみ問題に関し、地域振興課が 13 回実施している「わが町かながわマナー違反一掃作戦」を「環状 2 号線美化キャンペーン」として実行できないかの 2 問を質問しました。

①のご回答は次の通りです。「今年度の進捗ですが、掲示物については、駅構内にポイ捨て禁止や禁煙等の掲示物を 10 枚程度掲示、定期清掃については、JR として月 1 回やっていただいています。区との連携については、新しい啓発ポスターの掲示など可能な範囲で連携・協力していくことで、駅長にご理解いただいております、積極的に取り組んでいただいております。今後の関わり方は、JR と神奈川区役所だけではなく、地域のお力を借りてまちの美化に取り組むという意味で、大口通り商店街の方々や地域振興課の職員で月 1 回清掃活動を実施しています。地域住民や大口駅西口の事業者、店舗の方々がほぼ毎日大口駅周辺を自主的に清掃していただいているという取組にも広がりを見せています。引き続き神奈川区としても、地域のそういった活動の支援等を行っていきます。そのほかに、今年の 4 月から地域の作業所に依頼して、月 1 回大口駅周辺の清掃活動を行っています。来年度はこれを月 2 回程度に増やす方向で調整に入っているところです。また、資源循環局街の美化推進課が、歩きたばこ防止パトロールを大口駅周辺で実施しています。回数は 4 月から 9 月までで 10 回、指導の件数が 44 件という実績となっています。」

②のご回答は次の通りです。「マナー違反一掃作戦は、長年にわたり地域に根付いている活動ですので、この活動を利用しその中で環状 2 号を打ち出す、大きなマナー違反一掃の下に環状 2 号をプラスアルファで出すのが良いのではないかと思います。地域の方との話し合いによるかと思いますが、このマナー違反一掃作戦の環状 2 号線版ということで地域の皆さまと一緒に何かやっていくような形で考えていきたいと思っています。環状 2 号線は、高架下が非常に汚れているということだと思います。環状 2 号線の下で駐車して休憩するようなトラック等の運転者がごみを捨ててしまう、というのが美観を損ねる一因と考えています。これは美化という視点だけではなく、警察と連携した駐車違反の取組や、土木事務所も含めてポイ捨て・不法投棄防止の看板設置等をしていければと思います。地域振興課でできることとしては、トンゴや軍手やごみを入れる袋など道具の貸出や、回収についても、事前に日を決めていただければその日に合わせてうかがうこともできます。」

ご回答に対し、委員から「実際に清掃をして出るごみの量」「不法投棄も多いこと」「保土ヶ谷区に入るとごみもきれいになり街路樹も植え込みもきれいに剪定されていること」等の情報提供があり、それを受け区長から「区の境界で違うというのは保土ヶ谷の話も聞かせていただいて、やり方など参考になるところがあればやらせていただきます。ポイ捨てというマナーの問題もありますが、不法投棄の問題もあり、それは犯罪ですから、その辺も含めて考えさせていただき、またご相談させていただければと思います。」とのご回答をいただきました。

「なまずの会」は、①区拠点総会にて災害時には全要援護者の名簿を拠点に渡すので活用してくださいと役所からの案内があったが、閉庁時はいつごろまでに誰が持ってくるのか、拠点でどのように活用するのか、各町会におろしていいのか、拠点・町会ともに閲覧可能権限を設けるのか否か等、運用に関する事項の説明 ②災害ボランティアセンター開設に向け、進捗状況と今後の展望および区と社協のすみわけ の2問を質問しました。

①のご回答は次の通りです。「災害時は法律に基づき名簿を拠点に配布します。命が大事ですので名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない、同意のない人も提供しますということです。自治会町内会との協定による名簿には載っていない精神障害の方や名簿登載を拒否しますと申し出た方も有事のときに配る名簿は全部載っています。その方たちの命も救うためですので、個人情報よりも命を優先するという趣旨でこれをやっています。閉庁時に災害が発生した場合は、区役所の職員が参集します。防災計画に載っているように、各課で役割が決まっています。その中で拠点班・物資輸送班の2つの班、具体的には税務課収納担当と保険年金課の職員がこれに充てられていますが、参集後に名簿を持っていく役目になっています。閉庁時は職員が全員おりますので、この班を中心に拠点に持参します。いつ持ってくるかについては、発生から亡くなる可能性が高まる3日以内をめどに、人命にかかわることなので最優先で持っていくます。ただし、そのときの状況もあるので、何時までにとのお約束はできないというのが現状です。拠点でどのように活用するのか、町会におろしていいのか、拠点・町会ともに閲覧可能権限を設けるのか否か等に関してですが、区役所の職員が最優先でお持ちした名簿を地域防災拠点や自治会町内会の方々にも活用していただき、避難活動にご協力いただければと思います。これが活用の方法です。どこまで見ていいかについては、法律は『市町村長は（略）名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること（略）努めなければならない。』『名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。』と定めています。しかし、命が最優先です。例えば役員しか見ることができないと実際に避難救助ができないので、必要な範囲で、例えば避難救助に割り当てられている人には見せ、行ってもらうというのが、現実的な運用だと思います。ただ、その際には法律のとおり、個人情報には気を付けていただくことが前提になっています。拠点総会で唐突に紙を出して運用が決まっていないという点については申し訳ありません。ただ防災担当とも相談し、この名簿の情報を今まできちんと説明していないので、出そうということを出しました。この辺のご説明がきちんと伝わらない中で資料を出してしまったことは反省させていただき、今後は、決まっていることと決まっていないこと、想定されることで地域において検討していただきたいようなことは情報発信させていただいて、『それじゃできない』とか、『それならうちではできる』とか、『うちはそういうやりかたじゃない』など、地域によっても違いますので、意見交換させていただきたいと思っています。」

②のご回答は次の通りです。「災害ボランティアセンターの開設時、区社協の職員だけでは対応できないので、そこを手伝うスタッフを災害ボランティアサポーターという呼び方とし、養成講座を受けていただき、コーディネート技術を身につけていただく予定です。地域防災拠点の運営委員や自治会町内会の方は、それぞれの地域で役割があるのでこのサポーターはできないということで、他の人を探して研修を通じ育成するというのを、今行っているところです。具体的には、区と社協で主催し、8月29日に第1回の養成講座を行いました。第2回は来年の2月に開催を予定しているということです。令和2年度は、養成講座を受けていただいた方に具体的に活動していただけるような取組を進めたいというのが大きな考え方です。区と社協のすみわけについては、災害ボランティアの管理運営を区社協が行うことは決まっています。主体は区社協、具体的には一般ボランティアの受付、地域のニーズ調査、ニーズとボランティアをつなげるコーディネートの役目も含めて、区社協が行うことになっています。区の役割としては、ボランティア派遣に伴い必要となる区内の被害状況、その他必要な情報を区社協に提供することになっています。また区は必要な物資についても可能な範囲で提供することになっています。その他、明確に決めきれない部分についてはその都度区と区社協で協議していくというすみわけです。」

さらに補足として区社会福祉協議会事務局長から次の話がありました。「8月の講座は利用団体、登録団体に周知したほか、区の社会福祉協議会の通信、広報としてタウンニュースを使った広報にも載せていますので、必ずしも登録団体からしか受け入れないという講座にはしていません。コーディネーター、サポーターという言い方をしていますが、この方々に関してはある程度信頼ができるといった方をイメージしているのは確かです。講座を受けた方全員がコーディネーター、サポーターになれるというわけではありません。基準は今、明確にはありません。今後足りない等のお声掛けする際には、信頼できる方々というところで、スポーツ推進員、青少年指導員といったところを考えています。あとは町会等の活動をしている方で、地域活動拠点等で役割を持っていない方々というイメージです。ただ、サポーター登録していただける方が何人ぐらい出てくるのか、こちらの予定数まで達するかどうかもあり、明確にここまでと限定できないと思っています。5～6の班を作り、社協の人間が上につくというイメージです。」

各ご回答に関して活発な意見交換がなされ、今後の部会活動の充実に繋がる良い機会となりました。区民協議会は、今後も行政と区民とを繋ぐパイプ役となれるような活動をしていきます。

